公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１３２８号

京都市左京区下鴨東塚本町55番地３　エステート下鴨202号室、前住所京都市山科区椥辻東浦町６番地１　イーグルコート椥辻５―601号

債務者　北井　　豊

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　貴智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３８６号

兵庫県尼崎市大庄北４丁目12番２号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目14番18号

債務者　山本　時義

1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８３号

鹿児島県霧島市国分清水１丁目11番30―502号　グリーンマンション

債務者　福重　治行

1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１２２６号

さいたま市南区松本３丁目17番７―203号

債務者　土屋　勝昭

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４６号

埼玉県上尾市本町２丁目10番７号

債務者　佐藤　　圭

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３２号

福井県越前市村国３丁目65―６　サンビレッジ国高Ｂ―１、住民票上の住所福井県越前市東千福町８番10号

債務者　中野　哲也

1　決定年月日時　平成25年12月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７５号

静岡県浜松市中区森田町434番地の３

債務者　大濵たか代

1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５８４号

静岡県浜松市中区和合町176番地

債務者　尾木　一義

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　智実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５８５号

静岡県浜松市中区和合町176番地

債務者　尾木かおる

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　智実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１４６９号

愛知県豊明市前後町大代1605番地59　サンパーク101号

債務者　髙岡　清代

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５２号

堺市西区神野町３丁５番16号　グレース津久野Ⅱ306号、前住所堺市西区津久野町１丁６番35―202号

債務者　比留井吉二

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９号

山口県萩市大字椿3225番地８

債務者　中野　嘉春

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第６３６号

静岡市駿河区豊田１丁目４番34―10号

債務者　池ヶ谷雅夫

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２７号

横浜市神奈川区高島台23番地２　リーヴェルステージ横浜ヒルズ107号

債務者　関野　裕介

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１７０号

名古屋市南区呼続３丁目９番13号

債務者　外山　桒久

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　英男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８３号

愛知県春日井市高蔵寺町北１丁目134番地２

債務者　池田コーキングこと　池田　皆見

1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部